

1 - 2

全国森林計画（素案）新旧対照表

平成 25 年 7 月

全国森林計画

次期計画（案）	現行計画
<p>まえがき</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。</p> <p>とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎える。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。</p> <p>その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。</p> <p>この計画においては、このような考え方即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性及び行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成41年3月31日までである。</p> <p>なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、こ</p>	<p>まえがき</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。</p> <p>とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎える。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。</p> <p>その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。</p> <p>この計画においては、このような考え方即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性及び行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は、平成21年4月1日から平成36年3月31日までである。</p> <p>なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、こ</p>

の計画に即して、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、森林・林業等に関する諸施策が実施されること等を踏まえ、その効率的な実行の確保が図られるよう、配慮することとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第1表のとおり定める。

2 森林の整備及び保全の目標

【略】

II 森林の整備に関する事項

の計画に即して、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう、配慮することとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第1表のとおり定める。

2 森林の整備及び保全の目標

【略】

II 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）

【略】

(2) 間伐

【略】

(3) 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとする。

また、Iの2に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るために、計画期間中の造林面積を第3表（20頁参照）のとおり計画する。

ア 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気

1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定する森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）

【略】

(2) 間伐

【略】

(3) 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとする。

また、Iの2に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るために、計画期間中の造林面積を第3表（20頁参照）のとおり計画する。

ア 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気

候、地形、土壌等の自然的条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定し、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとする。加えて、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めることとする。

イ 天然更新

【略】

ウ その他

【略】

(4) 保育

【略】

2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

【略】

3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

【略】

4 森林施業の合理化に関する事項

【略】

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

【略】

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

【略】

候、地形、土壌等の自然的条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定し、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとする。

イ 天然更新

【略】

ウ その他

【略】

(4) 保育

【略】

2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

【略】

3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

【略】

4 森林施業の合理化に関する事項

【略】

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

【略】

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

【略】

(3) 作業システムの高度化

【略】

(4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、建築用材、パルプ・チップ用材や再生可能エネルギー等の多様な需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めるものとする。また、自伐林家をはじめ地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を促進するものとする。

III 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

【略】

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の配備

【略】

(2) 特定保安林の整備

【略】

(3) 作業システムの高度化

【略】

(4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、森林に関する法令に照らし伐採に係る手續が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めるものとする。

III 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

【略】

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の配備

【略】

(2) 特定保安林の整備

【略】

(3) 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。特に、海岸防災林の整備にあたっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ、防潮工、盛土工及び植栽工等を実施する。このような観点から、治山事業の計画量を第3表（20頁参照）のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

【略】

3 森林の保護等に関する事項

【略】

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

【略】

(3) 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第3表（20頁参照）のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

【略】

3 森林の保護等に関する事項

【略】

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

【略】

1 保健機能森林の設定の方針
【略】

2 保健機能森林の整備の方針
【略】

3 その他必要な事項
【略】

1 保健機能森林の設定の方針
【略】

2 保健機能森林の整備の方針
【略】

3 その他必要な事項
【略】

次期計画（案）					現行計画									
第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針 【略】					第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針 【略】									
第2表 森林の整備及び保全の目標														
(単位 面積：千ha 蓄積：m ³ /ha)														
広域流域	育成单層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積(ha当たり)							
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末						
全國	10,285	10,060	1,009	1,759	13,788	13,263	195	211						
天塩川	226	221	146	184	564	545	110	118						
石狩川	286	280	148	192	730	703	135	145						
網走・湧別川	272	266	109	149	391	376	177	191						
十勝・釧路川	314	308	137	204	803	772	156	168						
沙流川	131	129	73	100	361	347	142	153						
渡島・尻別川	207	203	57	85	589	567	114	123						
岩木川	121	119	18	34	185	178	179	193						
馬淵川	233	228	34	64	228	220	193	208						
閉伊川	197	192	12	26	257	250	198	213						
北上川	367	359	20	43	386	371	203	219						
米代・雄物川	409	400	13	50	418	402	198	213						
最上川	185	181	3	33	480	462	152	164						
阿武隈川	296	290	20	51	329	316	222	240						
阿賀野川	142	139	18	44	592	570	150	162						
信濃川	333	326	15	33	803	772	157	170						
那珂川	181	177	6	14	137	131	224	242						
利根川	444	435	32	60	570	549	207	223						

相模川	84	82	9	15	109	105	216	234
富士川	283	277	16	34	308	296	194	209
天竜川	239	234	9	17	213	205	203	219
神通・庄川	154	150	11	23	428	411	160	173
九頭竜川	190	186	5	24	316	304	214	231
木曽川	483	473	14	30	419	403	210	226
由良川	105	103	1	3	166	160	196	212
淀川	242	237	8	14	280	269	196	211
宮川	149	145	0	2	98	94	192	208
熊野川	260	254	2	7	172	165	264	285
紀ノ川	144	141	4	7	83	80	290	313
加古川	147	144	2	7	235	226	189	204
高梁・吉井川	220	215	5	13	289	278	159	172
円山・千代川	234	229	2	10	199	192	223	241
江の川	241	236	7	23	361	347	228	246
芦田・佐波川	242	234	10	19	420	399	215	233
高津川	107	107	3	7	153	150	258	279
重信・肱川	185	181	2	7	169	162	214	231
吉野・仁淀川	463	453	8	16	238	229	313	338
四万十川	212	207	2	8	121	116	256	277
遠賀・大野川	261	256	2	7	198	190	230	248
筑後川	230	225	2	6	94	90	305	329
本明川	106	104	1	3	135	130	204	220
菊池・球磨川	293	286	2	22	168	162	288	311
大淀川	356	350	4	21	230	218	268	289
川内・肝属川	295	289	11	36	278	268	258	278
沖縄	12	11	8	14	85	82	128	138

注：現況については、平成24年3月31日現在の数値である。

第2表 森林の整備及び保全の目標

(単位 面積：千ha 蕎積：m³/ha)

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積(ha当たり)	
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末
全國	10,312	10,163	955	1,625	13,830	13,309	177	208
天塩川	225	222	135	165	575	549	100	116
石狩川	290	289	133	172	740	704	124	137
網走・湧別川	276	269	105	136	391	366	161	185
十勝・釧路川	319	314	129	203	802	734	145	162
沙流川	135	133	67	84	364	349	134	147
渡島・尻別川	207	213	49	70	597	572	107	127
岩木川	122	120	18	33	185	171	168	182
馬淵川	236	235	35	49	225	213	183	208
閉伊川	188	188	12	25	267	255	184	223
北上川	367	367	21	42	387	367	190	222
米代・雄物川	408	391	12	50	420	399	184	227
最上川	184	176	3	34	480	458	140	168
阿武隈川	298	290	18	50	327	304	183	216
阿賀野川	139	137	17	42	590	568	130	157
信濃川	334	329	14	32	805	793	145	178
那珂川	185	183	5	14	135	128	204	238
利根川	447	441	30	55	576	557	194	226
相模川	86	84	6	10	110	109	202	239
富士川	283	273	16	33	308	302	175	202
天竜川	240	234	8	18	209	205	177	205
神通・庄川	153	146	11	22	430	426	149	172
九頭竜川	190	177	5	25	316	310	196	242
木曽川	486	479	13	29	422	413	194	225
由良川	105	105	1	3	167	164	182	213
淀川	241	241	8	12	283	279	184	211
宮川	149	147	0	2	98	97	185	203
熊野川	262	261	1	7	169	164	252	290
紀ノ川	145	142	4	6	83	82	277	318

加古川	147	144	2	7	236	233	175	212
高梁・吉井川	219	219	5	12	291	283	155	186
円山・千代川	233	230	2	10	199	194	205	250
江の川	243	237	7	23	360	351	179	203
芦田・佐波川	226	227	10	17	412	405	200	243
高津川	121	119	3	7	164	161	217	275
重信・肱川	186	185	2	7	168	164	192	229
吉野・仁淀川	462	459	7	15	239	233	232	280
四万十川	212	212	3	8	121	115	199	250
遠賀・大野川	263	264	2	7	196	189	211	276
筑後川	231	231	2	6	93	87	280	377
本明川	105	105	1	3	137	134	189	241
菊池・球磨川	288	279	10	23	168	163	265	311
大淀川	363	354	4	22	223	212	256	275
川内・肝属川	303	300	12	27	275	262	208	246
沖縄	12	12	8	8	85	85	124	131

注：現況については、平成19年3月31日現在の数値である。

第3表 計画量

(単位 材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

広域流域	伐採立木材積			造林面積		林道開設量	保安林面積				治山事業実行地区数	間伐面積 (参考)
	総数	主伐	間伐	人工造林	天然更新		総数	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林		
全國	79,961	36,184	43,777	944	889	89.9	12,951.7	9,772.8	3,123.3	863.0	341.5	7,281
天塩川	1,021	358	662	20	40	2.9	618.8	410.6	207.5	22.9	5.3	217
石狩川	1,619	763	856	32	50	4.4	890.8	834.5	46.6	64.2	7.3	222
網走・湧別川	2,213	1,222	991	41	46	3.3	537.5	350.0	179.8	45.8	4.0	215
十勝・釧路川	2,363	1,084	1,279	53	76	4.2	850.5	566.0	281.6	38.5	8.2	275

沙流川	792	319	473	17	34	1.8	425.1	351.0	73.8	15.9	4.4	119
渡島・尻別川	1,249	463	786	29	30	2.2	556.9	337.8	221.9	46.6	7.6	231
岩木川	1,078	476	602	15	19	1.7	224.9	184.0	39.2	15.8	4.2	108
馬淵川	1,963	994	969	29	24	2.6	225.8	200.4	25.8	16.0	4.7	170
閉伊川	1,852	1,016	836	19	35	1.7	158.4	123.3	30.6	8.5	3.6	145
北上川	2,968	1,512	1,456	39	31	3.5	407.2	362.1	44.5	19.2	9.4	237
米代・雄物川	4,008	2,056	1,952	39	42	3.3	471.5	406.6	68.7	34.4	10.0	291
最上川	1,728	1,013	715	26	36	1.5	417.1	322.3	111.3	22.8	5.2	120
阿武隈川	2,731	1,446	1,285	38	43	2.4	286.7	238.8	45.9	14.3	9.3	159
阿賀野川	1,149	580	569	10	34	1.3	466.6	356.2	112.4	8.1	7.6	64
信濃川	1,820	480	1,341	18	17	2.5	608.0	434.1	176.2	34.0	14.8	305
那珂川	1,764	790	974	21	11	1.7	144.3	125.3	17.5	7.2	4.2	108
利根川	3,038	1,060	1,978	31	28	3.1	540.6	414.1	122.0	52.3	20.2	290
相模川	474	124	350	4	4	0.7	107.1	68.3	47.6	12.6	4.4	63
富士川	1,548	727	821	24	13	2.2	298.9	236.9	60.7	28.8	11.6	174
天竜川	1,540	619	921	17	7	1.7	252.8	177.9	74.5	7.3	7.8	194
神通・庄川	940	378	562	6	14	1.3	392.8	226.4	170.6	27.2	8.9	99
九頭竜川	1,338	494	844	14	28	1.4	207.3	174.6	28.6	31.0	7.8	142
木曽川	2,932	1,060	1,872	26	17	4.5	418.7	253.2	163.3	16.5	20.9	388
由良川	425	156	268	5	3	0.8	85.6	65.9	17.2	7.1	3.8	41
淀川	968	394	574	17	5	1.8	185.5	103.3	78.5	34.1	10.6	121
宮川	616	184	432	7	3	1.0	87.0	59.1	26.8	9.6	4.1	85
熊野川	1,759	595	1,165	19	4	2.0	179.6	142.6	35.6	7.9	6.1	174
紀ノ川	999	378	621	11	2	1.1	74.1	53.0	20.7	1.8	4.2	90
加古川	834	190	644	12	7	1.2	139.6	100.6	41.0	10.3	6.8	89
高梁・吉井川	1,772	788	984	19	13	1.8	194.9	141.1	50.8	15.4	9.6	123
円山・千代川	1,515	616	900	22	9	1.7	214.2	189.5	22.7	11.1	5.4	152
江の川	2,139	1,302	837	32	20	1.9	233.0	208.5	20.1	11.3	9.0	131
芦田・佐波川	1,823	897	925	20	13	1.9	260.3	138.7	106.2	29.5	9.8	110
高津川	898	523	375	10	8	0.9	99.1	80.9	16.7	4.1	3.8	49
重信・肱川	1,410	483	927	16	9	1.4	127.3	61.9	63.1	10.1	7.4	119
吉野・仁淀川	3,647	1,102	2,545	19	14	3.1	282.6	235.8	44.8	26.3	14.9	342
四万十川	1,684	455	1,229	11	6	1.6	135.5	103.3	30.3	7.4	5.0	135
遠賀・大野川	2,364	1,063	1,301	23	23	2.0	184.2	148.0	34.0	16.2	9.0	168

筑後川	2,343	1,023	1,320	19	7	1.7	151.6	121.9	33.0	13.1	9.9	202
本明川	627	144	483	6	3	0.8	74.4	38.0	32.1	11.0	4.1	82
菊池・球磨川	4,062	2,033	2,028	47	17	2.1	184.6	158.5	25.6	9.1	6.3	294
大淀川	4,670	2,793	1,877	42	15	2.8	298.4	253.4	40.6	15.5	9.1	254
川内・肝属川	3,257	2,015	1,242	19	28	2.4	211.9	183.1	25.0	15.5	9.8	179
沖縄	23	15	8	1	1	0.2	40.4	31.5	7.8	6.9	1.6	2

注1：水源涵養のための保安林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊などの同項第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2：保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

3：治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

4：治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

第3表 計画量

(単位材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

広域流域	伐採立木材積			造林面積		林道開設量	保安林面積				治山事業施行地区数	間伐面積 (参考)
	総数	主伐	間伐	人工造林	天然更新		総数	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林		
全國	69,019	29,318	39,701	856	872	91.0	12,811.5	9,674.1	3,072.2	856.4	311.1	7,795
天塩川	739	251	488	16	44	2.9	619.1	410.1	204.5	22.8	5.2	151
石狩川	1,356	530	826	20	57	4.2	878.0	820.6	46.0	64.2	7.0	256
網走・湧別川	2,056	1,095	962	38	52	3.2	530.6	344.0	179.0	45.8	4.0	267
十勝・釧路川	2,224	1,053	1,171	42	92	4.2	849.5	565.4	280.4	38.4	7.8	304
沙流川	694	275	419	12	33	1.8	424.0	350.7	72.9	15.8	4.2	125
渡島・尻別川	962	318	644	22	35	2.3	554.1	336.1	220.8	46.3	7.3	197

岩木川	970	407	563	13	20	1.5	224.4	183.7	39.0	15.8	4.1	126
馬淵川	1,743	837	906	26	23	2.4	225.4	200.3	25.0	16.0	4.2	193
閉伊川	1,644	883	760	17	30	1.7	158.0	123.3	30.2	8.5	3.1	143
北上川	2,492	1,147	1,345	33	28	3.4	401.8	366.7	44.0	19.2	7.5	277
米代・雄物川	3,484	1,689	1,795	41	38	3.2	468.4	406.0	65.6	34.5	9.8	349
最上川	1,460	810	650	20	34	1.4	415.6	321.5	110.5	22.6	4.6	126
阿武隈川	2,480	1,348	1,132	35	40	2.4	284.5	237.7	44.7	14.4	7.8	206
阿賀野川	978	476	502	9	31	1.3	460.1	350.1	109.3	8.8	6.3	77
信濃川	1,616	488	1,128	16	19	2.5	602.7	430.6	172.3	33.9	14.1	252
那珂川	1,553	635	918	18	10	1.6	144.1	125.1	17.2	7.3	4.0	156
利根川	2,600	810	1,790	26	27	3.2	528.6	406.4	117.9	52.2	19.4	322
相模川	448	121	327	4	4	0.7	104.9	66.5	47.2	12.6	4.2	63
富士川	1,313	629	683	26	13	2.2	297.0	232.8	59.1	28.7	9.4	159
天竜川	1,301	562	740	21	6	1.7	250.3	176.8	72.4	7.6	6.5	177
神通・庄川	958	378	580	8	16	1.4	393.1	226.3	171.0	27.3	8.3	111
九頭竜川	1,184	395	789	12	20	1.4	203.5	172.5	26.9	30.9	7.3	137
木曽川	2,439	673	1,766	25	16	4.4	415.6	253.3	160.2	15.0	18.7	358
由良川	414	128	286	5	3	0.8	88.9	66.3	17.4	7.2	3.6	56
淀川	780	287	493	12	4	1.7	182.4	100.0	77.3	30.8	9.2	109
宮川	503	127	376	6	2	1.1	81.5	53.5	27.0	9.6	3.4	85
熊野川	1,596	539	1,057	19	4	2.0	177.1	144.2	34.5	7.7	4.9	184
紀ノ川	871	302	569	9	2	1.1	72.9	52.2	20.3	1.8	3.4	94
加古川	753	154	599	11	6	1.1	133.5	97.0	34.6	9.9	5.7	101
高梁・吉井川	1,411	547	864	16	13	1.7	193.0	139.4	50.8	15.4	7.9	147
円山・千代川	1,231	452	779	20	8	1.7	204.9	181.7	21.3	10.8	4.7	144
江の川	1,920	1,136	784	28	19	2.0	224.5	203.6	16.6	10.4	8.6	148
芦田・佐波川	1,685	681	1,004	17	11	1.9	244.9	127.4	102.2	29.2	8.6	145
高津川	842	459	383	10	8	0.8	112.0	87.7	22.5	4.4	3.7	58
重信・肱川	1,210	353	858	13	9	1.6	127.1	61.9	63.1	10.3	6.9	124
吉野・仁淀川	2,979	849	2,130	27	11	3.3	277.6	232.7	43.0	26.1	14.0	387
四万十川	1,663	351	1,312	13	7	2.0	134.4	103.0	29.7	7.2	4.5	224
遠賀・大野川	1,979	773	1,206	20	19	2.4	182.6	147.7	32.9	16.2	8.7	179
筑後川	1,854	786	1,068	16	7	1.9	149.2	120.7	31.9	13.1	9.3	175
本明川	534	103	431	4	3	0.9	74.5	38.2	32.0	10.9	3.9	81

菊池・球磨川	3,293	1,523	1,771	39	15	2.3	180.4	156.7	23.3	9.1	6.2	289
大淀川	4,168	2,562	1,606	47	14	3.1	286.0	240.7	43.0	15.5	8.6	293
川内・肝属川	2,612	1,375	1,236	21	20	2.5	210.5	181.8	24.9	15.5	9.2	235
沖縄	26	18	8	1	1	0.1	40.4	31.4	7.9	6.9	1.6	3

注1：水源涵養のための保安林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの同項第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2：保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

3：治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

4：治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

第4表 土壤を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

【略】

第5表 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

【略】

第6表 路網整備の水準

【略】

別紙 全国森林計画広域流域位置図

【略】

第4表 土壤を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

【略】

第5表 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

【略】

第6表 路網整備の水準

【略】

別紙 全国森林計画広域流域位置図

【略】